

平成28年度事業報告書

第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

第2 事業内容

事業名	事業内容
1 広報啓発活動 (第1号事業)	<p>(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、官民一体となった「第26回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催</p> <p>ア 7月28日(木)、秋田市文化会館において開催、県民約1,000人参加</p> <p>イ 暴排活動功労者表彰の授与</p> <ul style="list-style-type: none">・ 東北ブロック表彰：団体1、個人2人・ 県表彰：団体なし、個人12人 <p>ウ 講演</p> <ul style="list-style-type: none">・ 講師：秋田県警察本部刑事部組織犯罪対策課 課長 松井信博 氏・ 演題：暴力団情勢 <p>エ アトラクション</p> <ul style="list-style-type: none">・ トーク&マジックショー（ブラボー中谷） <p>(2) 暴力団排除思想の高揚</p> <p>ア 広報啓発活動</p> <p>(ア) 路線バスを活用した広報（ステッカー貼付） 路線バスに「暴力団排除ステッカー」を貼付して県民の暴力団排除意識の醸成を図った。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大型バス3台（車内ステッカー-2台、車外ステッカー-1台）・ 貼付期間：1年間（平成28年4月1日～平成29年3月31日） <p>(イ) 路線バスを活用した広報（車内放送） 路線バスの車内放送を活用し、暴力団に関する相談電話（フリーダイヤル）紹介による潜在被害者の掘り起こし及び県民会議の更なる知名度アップを図った。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 区間：秋田中央交通バス「千秋公園前」～「木内前」間・ 期間：1年間（平成28年4月1日～平成29年3月31日） <p>(ウ) ラジオ放送を活用した広報 通勤時間帯のラジオ放送を活用し、県民の暴力団排除意識の醸成を図った。</p>

事業名	事業内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田放送での不当要求被害防止のための呼びかけと相談電話フリーダイヤルの紹介 (4月1日～6月31日 毎週月曜日 午前7時30分前後) (エ) 新聞広告による広報 新聞広告(秋田魁新聞)を掲載し、暴力団に関する相談電話(フリーダイヤル)の紹介による潜在被害者の掘り起こし及び県民会議の更なる知名度アップを図った。 (4回 7月、10月、12月、H29.1月) (オ) 他機関広報誌活用 <ul style="list-style-type: none"> a 県内各市町村広報及び警友会連合会機関誌「秋田警友」に7月開催の暴力団壊滅秋田県民大会開催の広告を掲載 (6月・7月) b 警友会連合会機関誌「秋田警友」冬号(平成29年1月1日付け)に ～暴力に 負けぬ勇気で つくる町～ 暴力団追放「三ない運動+1(プラスワン)」の実践 ・暴力団を利用しない ・暴力団を恐れない ・暴力団に金を出さない ・暴力団と交際しない の広告を掲載 (H29.1月) イ 暴排資料等の作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 民暴相談のしおり<2016年版> (4月 1,700部) (イ) 全国センターだより (4月・78号 80部、7月・79号 80部 小計 160部) (10月・80号 80部、1月・81号 80部 小計 160部) (合計 320部) (ウ) 暴力団排除リーフレット (4月 1,000部) (エ) 離脱支援リーフレット (4月 200部) (オ) (公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動 (4月 2,500部) (カ) 企業対象暴力の現状と対策<2016年版> (5月 400部) (キ) 行政対象暴力の現状と対策<2016年版> (5月 200部) (ク) 暴力団情勢と対策<2016年版> (5月 1,200部) (ケ) 暴力団排除ポスター (5月 900部) (コ) 不当要求防止責任者教本 (4月 300部・8月 450部) (サ) 暴力団追放クリアファイル (4月 1,000枚) (シ) 暴力団追放PRマグネット (6月 1,000個) (ス) 暴力団排除ポケットティッシュ (7月 1,000個) (セ) 暴力団追放団扇 (7月 500本) (ソ) 青少年を暴力団から守るためのQ&A (11月 500部) (タ) 暴力団追放カレンダー<2017年版> (12月 900本) (チ) 振込詐欺防止啓発用年賀状 (12月 1口 14,000円) (ツ) JR東日本秋田駅時刻表 (H29.3月 10,000部)

事業名	事業内容
	<p>ウ 機関誌（紙）の作成・配布</p> <p>(ア) 県民会議機関紙「J o h o」《専務理事作成》 (159号～170号 12回 9,198部) ・ 賛助会員、関係機関団体等に配布</p> <p>(イ) 機関紙「あきた県民会議だより A O C vol.43」 (10月 1,400部)</p> <p>エ 各種キャンペーンの実施</p> <p>(ア) 「秋田県社会福祉会館PRまつり」に併せて、市民に広く暴力団追放意識の高揚を図るため、「暴力団追放キャンペーン」を実施、暴力追放のポスター、桃太郎旗、団扇、提灯、賛助会会員証等の暴排グッズを展示したほか、“県民会議の活動”リーフレット、暴排ポケットティッシュ、団扇、JR時刻表（県北版、中央版、県南版）、マグネットバー、PRマグネット等を配布 (竿灯まつり期間中 8/3～8/6)</p> <p>(イ) 日本相撲協会の協力を得て、平成28年夏巡業「大相撲秋田場所」会場において、相撲協会、秋田県警察（組織犯罪対策課及び秋田中央警察署）と合同で暴力団排除キャンペーンを実施し、暴排桃太郎旗の掲示のほか暴排ポケットティッシュを配布《専務理事以下職員参加》（8/16）</p> <p>(ウ) 秋田拠点センターアルベ“きらめき広場”において開催の「年末年始特別警戒出動式」に参加するとともに、終了後、県知事、秋田市長、県警本部長とともにJR東日本秋田駅構内“ポポロード”において、「みんなで作ろう安心の街」運動を実施 《理事長・専務理事以下職員参加》（12/9）</p> <p>(エ) 秋田県社会福祉会館の協力を得て正面の掲示板及び館内に暴排ポスターの掲示（通年）</p> <p>オ 民間の自主的組織活動の支援</p> <p>(ア) 民間企業に暴力団情勢の資料、暴排チラシ提供（随時）</p> <p>(イ) 活動支援金の交付 仙北区暴力追放推進委員会に対して、飲食店等への配布用暴排啓発領収書製作への支援（5/16）</p> <p>(3) 県・市町村暴排条例の周知徹底</p> <p>ア 責任者講習時に「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）について解説（28回 767人）</p> <p>イ 関係機関・団体との連絡協議会等を活用し、各種契約書等に暴排条項導入を指導（6回 214人）</p> <p>(4) 各種契約に「暴排条項」の導入を推進 責任者講習時や関係機関・団体との連絡協議会及び各種相談</p>

事業名	事業内容
	<p>時等を活用し、契約約款に暴排条項導入の支援活動を推進</p> <p>(5) ホームページの有効活用</p> <p>ア ホームページの内容を随時更新し、充実した広報啓発を推進</p> <p>イ 主な掲載内容 県民会議主催の行事や暴排活動等を紹介するなど、内容の充実を図ってタイムリーな情報提供</p> <p>(ア) 事業内容、組織構成、財務概要、情勢と対応、情報開示賛助会員の募集</p> <p>(イ) 不当要求防止責任者講習</p> <p> a 受講までの手続き</p> <p> b 開催日程・場所等</p> <p>(ウ) 責任者講習当日における巡回暴力相談所の開設</p> <p>(エ) 不当要求被害防止DVDの無料貸出し一覧表</p> <p>(オ) 企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための「政府指針」</p> <p>(カ) 暴力団壊滅秋田県民大会開催状況</p> <p>(キ) 暴力追放功労荣誉章</p> <p>(6) 賛助会員の拡大</p> <p>ア 責任者講習や各種会合等で「(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議の活動」リーフレット等の配布による募集広報 (41回 1,201人)</p> <p>イ ホームページ及びパンフレット等を活用した募集広報</p> <p>ウ 賛助会員数 (平成29年3月31日現在)</p> <p> (ア) 賛助会員数 694企業、27個人 (852口)</p> <p> (イ) 賛助金納入状況 692企業、26個人 (849万5千円)</p> <p>(H28年度 新規加入5口、退会17口、増額3口、減額6口)</p>
<p>2 暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動 (第2号事業)</p>	<p>(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援</p> <p>ア 予防活動等に関する暴排資料の提供</p> <p> (ア) 県民会議機関紙「J o h o」《専断専作版》 (12回 9,198部)</p> <p> (イ) 暴排チラシ、パンフレット等を提供</p> <p>イ 不当要求被害防止DVDの無料貸出状況 (7企業、2公務所)</p> <p>(ア) 大仙警察署〔大仙地区暴力推進委員会〕 (4月)</p> <p> ◇ あなたならどうする?～不当要求の“常套句”～</p> <p> ◇ 基本的対応要領 撃退</p> <p> ◇ 黒いパートナー</p> <p> ◇ 暴力追放 シミュレーション</p> <p> ◇ 決別への道</p>

事業名	事業内容
	<p>(イ) 東北電力(株)秋田支店 (5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 暴排のシナリオ ◇ 事前の備えこそ最大の防御 (巧妙化する反社会的勢力の罠) ◇ あなたならどうする?～不当要求の「常套句」～ <p>(ロ) 湯沢警察署〔湯沢地区暴力推進委員会〕 (6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 暴排のシナリオ ◇ 決別への道 ◇ 社会 VS 暴力団 <p>(エ) 秋田県農業信用基金協会 (11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ その「ひと言」が分かれ道 ◇ あなたならどうする?～不当要求の「常套句」～ <p>(オ) 秋田県民共災 (12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 基本的対応要領 撃退 <p>(カ) (株) リブエス (12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 不当要求の手口と対応 <p>(キ) 由利組合総合病院 (H29. 1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 基本的対応要領 撃退 ◇ 黒いパートナー ◇ あなたならどうする?～不当要求の「常套句」～ <p>(ク) 東北電力(株)秋田支店 (H29. 2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 基本的対応要領 撃退 ◇ 暴排のシナリオ ◇ あなたならどうする?～不当要求の「常套句」～ <p>(ケ) (株) 秋豊ネットライズ (H29. 3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 基本的対応要領 撃退 ◇ 暴力追放シミュレーション <p>ウ 不当要求被害防止DVDの活用 不当要求責任者講習時において不当要求被害防止DVD 「決別への道」及び「基本的対応要領“撃退”」の視聴実施</p> <p>(2) 暴力追放推進委員の活動の活性化</p> <p>ア 暴力追放推進委員の委嘱 第12期の暴力追放推進委員〔任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日〕として、県内15地区の274人を委嘱</p> <p>イ 活動支援金の交付</p> <p>(ア) 県内15地区の暴力追放推進委員会に活動支援金として 推進員1人につき3千円を交付 (4/1)</p> <p>(イ) 仙北区暴力追放推進委員会に対して、飲食店等への配布 用暴追啓発領収書製作への支援 (5/16)</p> <p>ウ 暴力団情報・資料の提供、研修会の開催</p> <p>(ア) 各地区の要望ごとにパンフレット、チラシ等の資料を提供</p> <p>(イ) 全県の暴力追放推進委員を対象に県内を三ブロックに区</p>

事業名	事業内容
	<p>分し、各地区ごとに暴力追放推進委員研修会を開催 ◇県北地区：11月4日 ◇中央・由利地区：11月1日 ◇県南地区：11月15日 《専務理事・事務局長出席》</p> <p>(3) 関係機関・団体との連携の強化</p> <p>○ 各種会合</p> <p>(ア) 秋田県街商協会定例総会 《専務理事出席》 (4/1)</p> <p>(イ) 秋田県弁護士会民事介入暴力対策研究会 《鈴木相談委員出席》 (4/19)</p> <p>(ウ) 秋田県銀行警察連絡協議会総会 《専務理事出席》 (5/26)</p> <p>(エ) 県民相談に係る関係機関等連絡協議会相談ネットワーク委員会 《事務局長出席》 (6/15)</p> <p>(オ) 司法修習生に対する講義 《専務理事出席》 (8/29)</p> <p>(カ) 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」 《事務局長出席》 (10/4)</p> <p>(キ) 秋田県街商協会定例役員会 《専務理事出席》 (10/7)</p> <p>(ク) 秋田県弁護士会民事介入暴力対策研究会 《専務理事・鈴木相談委員出席》 (10/11)</p> <p>(ケ) 秋田県銀行警察連絡協議会運営委員会 《事務局長出席》 (10/12)</p> <p>(コ) 秋田県証券警察連絡協議会総会 《専務理事出席》 (11/8)</p> <p>(サ) 大町・川反地区暴力団排除連絡会 《事務局長出席》 (11/18)</p> <p>(シ) 秋田市ホテル旅館宴会施設警察連絡協議会 《専務理事出席》 (H29. 2/6)</p> <p>(ス) 秋田県街商協会定例役員会 《鈴木相談委員出席》 (H29. 3/27) (13回 280人)</p>
<p>3 暴力相談活動 (第3号事業)</p>	<p>(1) 暴力相談に対する専門性の発揮</p> <p>ア 暴力追放相談委員として、弁護士6人、保護司5人、少年指導委員5人を理事長名で委嘱 (4/1)</p> <p>イ 常勤相談委員 1人 (警察OB)</p> <p>ウ 暴力追放相談委員 (担当弁護士指定による相談体制の確立)</p> <p>(2) 暴力相談への的確な対応</p> <p>ア 毎月の担当弁護士(秋田弁護士会で指定)による、随時無料相談所を継続開設</p> <p>イ 相談活動実施状況 (H28. 4. 1～H29. 3. 31)</p> <p>(ア) 相談受理件数 237件 (前年比 +19件)</p> <p>(イ) 相談対象</p> <p>a 企業 214件</p> <p>b 行政 20件</p> <p>c その他 3件 (匿名等)</p>

事業名	事業内容																
	<p>(ウ) 相談種別</p> <p>a 暴力的不当行為 0件</p> <p>b 刑罰法令に関する相談 1件</p> <p>c 刑罰法令以外の行為 2件</p> <p>d 暴対法に関する相談 53件 (センター事業 45件、その他 8件)</p> <p>e その他の暴力関係 181件 (反社勢力に関する照会など)</p> <p>(エ) 相談内容の対象暴力団等</p> <p>a 指定暴力団 5件 (山口組 5件)</p> <p>b 準構成員等 13件</p> <p>c その他 219件</p> <p>(オ) 処理状況</p> <p>a 解決 236件</p> <p>b 引継ぎ 1件 (警察本部組織犯罪対策課へ引継)</p> <p>c 継続処理中 0件</p> <p>(カ) 相談者の業種別</p> <table border="0"> <tr> <td>a 行政 20件</td> <td>i 卸売・小売業 4件</td> </tr> <tr> <td>b 公益事業 5件</td> <td>j 飲食店業 2件</td> </tr> <tr> <td>c 金融・保険業 108件</td> <td>k 製造業 1件</td> </tr> <tr> <td>d 警備業 33件</td> <td>l 産廃業 1件</td> </tr> <tr> <td>e 不動産業 15件</td> <td>m 娯楽業 1件</td> </tr> <tr> <td>f サービス業 13件</td> <td>n その他の産業 10件</td> </tr> <tr> <td>g 建設業 10件</td> <td>o その他 4件</td> </tr> <tr> <td>h 運輸業 7件</td> <td>p 不明 3件</td> </tr> </table> <p>(3) 「暴力相談」利用の促進</p> <p>ア ホームページへの掲載による広報</p> <p>イ 通勤時間帯のラジオ放送を活用し、県民の暴力団相談活動の周知、利用の促進を図った。</p> <p>ウ 路線バスを活用した広報 (ステッカー貼付) 路線バスに「暴力団排除ステッカー」を貼付して県民の暴力団排除意識の醸成を図った。 ・ 大型バス 3 台 (車内ステッカー-2台、車外ステッカー-1台) ・ 貼付期間：1年間 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)</p> <p>エ 路線バスを活用した広報 (車内放送) 路線バスの車内放送を活用し、暴力団に関する相談電話 (フリーダイヤル) の紹介による潜在被害者の掘り起こし及び県民会議の更なる知名度アップを図った。</p> <p>オ 新聞広告による広報 新聞広告 (秋田魁新聞) を掲載し、暴力団に関する相談電話 (フリーダイヤル) の紹介による潜在被害者の掘り起こし及び県民会議の更なる知名度アップを図った。</p> <p>カ 各種会合等で、チラシ、パンフレット等を配布するととも</p>	a 行政 20件	i 卸売・小売業 4件	b 公益事業 5件	j 飲食店業 2件	c 金融・保険業 108件	k 製造業 1件	d 警備業 33件	l 産廃業 1件	e 不動産業 15件	m 娯楽業 1件	f サービス業 13件	n その他の産業 10件	g 建設業 10件	o その他 4件	h 運輸業 7件	p 不明 3件
a 行政 20件	i 卸売・小売業 4件																
b 公益事業 5件	j 飲食店業 2件																
c 金融・保険業 108件	k 製造業 1件																
d 警備業 33件	l 産廃業 1件																
e 不動産業 15件	m 娯楽業 1件																
f サービス業 13件	n その他の産業 10件																
g 建設業 10件	o その他 4件																
h 運輸業 7件	p 不明 3件																

事業名	事業内容
	<p>に説明による広報</p> <p>キ 不当要求防止責任者講習における広報</p> <p>(ア) 「(公) 暴力団壊滅秋田県民会議の活動」リーフレットの配布と説明による広報</p> <p>(イ) 不当要求防止責任者講習の会場で「巡回暴力相談所」を開設 (17回)</p>
<p>4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動 (第4号事業)</p>	<p>(1) 少年を暴力団から守るための活動</p> <p>○ 関係機関・団体との連携の強化</p> <p>ア 弁護士6人、少年指導委員5人、保護司5人を暴力相談委員に委嘱し、少年相談への対応体制を構築 (4/1)</p> <p>イ 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」において、関係機関・団体と情報交換《専務長出席》 (10/4)</p> <p>ウ 少年指導委員研修会における講話の実施 警察本部少年女性安全課主催の「秋田県少年指導委員研修会」に出席し、暴力団の実態と少年に対する影響の排除について講話を実施《専務理事出席》 (10/18、11/10)</p> <p>(2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動</p> <p>ア 新規委嘱の少年指導員に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるために有効活用 (10月)</p> <p>イ 県内の各高等学校(定時制課程4を含む55校)に生徒指導への活用を図り、「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配布 (11月)</p>
<p>5 暴力団離脱者に対する支援活動 (第5号事業)</p>	<p>(1) 関係機関・団体との連携による離脱者支援活動</p> <p>ア 秋田県街商協会定例総会において情報交換及び協力要請《専務理事出席》 (4/1)</p> <p>イ 秋田県保護司会連合会主催「第66回社会を明るくする運動」“社明モデル事業(寸劇)”に参加し、暴力団離脱者に対する支援について説明《専務理事、事務局長出席》 (8/7)</p> <p>ウ 秋田県警察被害者兼社会復帰アドバイザーと連携し、刑務所服役者に対する指導状況の把握及び出所した暴力団員からの離脱相談等の把握</p> <p>エ 平成28年度暴力団離脱者社会復帰支援対策連絡会の開催 警察本部(組織犯罪対策課)、行政(国、県、秋田市)、関係団体及び暴力追放相談委員(保護司)が出席し、情報交換を実施《専務理事、県民会議全職員出席》 (2/3)</p> <p>(2) 協賛事業所との連携の強化</p>

事業名	事業内容
	<p>ア 県内24協賛事業所に対して、離脱者就労に対する理解と協力要請を実施している。</p> <p>イ 平成28年度における雇用報奨金支給の取扱いは、現在までのところなし。</p> <p>(3) 離脱希望者等に対する支援 平成28年度における離脱希望者等に対する支援は、現在までのところ取扱いなし。</p>
<p>6 暴力団事務所 使用差止請求の 代行訴訟活動 (第6号事業)</p>	<p>(1) 平成28年度における暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動は、現在までのところ取扱いなし。</p> <p>(2) 制度の周知徹底を図るための広報 ア ホームページへの掲載 イ 「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」リーフレット配布による広報 ウ チラシ等の暴排資料による広報 エ 会議、講習会等を活用した広報 リーフレット及びチラシ等に基づき、関係機関との会議、不当要求防止責任者講習の際に広報</p>
<p>7 不当要求防止責任者講習の実施 (第7号事業)</p>	<p>(1) 県・市町村暴排条例の周知徹底 責任者講習時に「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)について解説 (28回 767人)</p> <p>(2) 「責任者講習」受講の促進 ア ホームページを活用した講習開催日程表等を掲載 イ 「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」リーフレット、パンフレット等の配布</p> <p>(3) 不当要求による被害防止体制の確立 講習資料として、「不当要求防止責任者教本」を受講者全員に配布し、責任者の役割、対応の基本的な心構え、具体的対応要領、事業所内における対応マニュアルの作成等について教示 (28回 767人)</p> <p>(4) 不当要求防止責任者講習内容の充実 ア アンケート調査結果を踏まえた講習内容 (ア) 講習実施の都度アンケート調査を実施し、その結果を講習に反映させ充実を図っている。 (イ) 警察本部組織犯罪対策課員による最近の暴力団情勢講話 (ウ) 弁護士による暴力団等反社会的勢力への対応要領の講話</p>

事業名	事業内容												
	<p>(エ) 視聴覚機材活用による研修 不当要求被害防止DVD「決別への道」及び「基本的対応要領撃退」を視聴</p> <p>(オ) 最近の暴力団等反社会的勢力関係の相談事例、特殊詐欺被害事例等紹介、特殊詐欺事件録音内容の聴講</p> <p>イ 講習の実施状況（平成28年度）</p> <p>(ア) 県内14会場において開催</p> <p>(イ) 実施回数 28回</p> <p>(ウ) 講習受講人員 767人</p> <p> a 選任時講習 417人</p> <p> b 定期講習 350人</p> <p>(オ) 講習対象別</p> <table border="0" data-bbox="606 784 1404 1030"> <tr> <td>a 金融・保険業 247人</td> <td>g 娯楽業 25人</td> </tr> <tr> <td>b 建設・不動産 126人</td> <td>h 製造業 6人</td> </tr> <tr> <td>c 運輸・運送 37人</td> <td>i 医療関係 21人</td> </tr> <tr> <td>d 販売業 56人</td> <td>j 公務所 159人</td> </tr> <tr> <td>e ホテル・旅館業 2人</td> <td>k その他 13人</td> </tr> <tr> <td>f サービス業 75人</td> <td></td> </tr> </table> <p>(5) 不当要求被害防止研修会の開催</p> <p>(ア) ヤマト運輸（株）社員研修会 《鈴木相談委員出席》 (8/24)</p> <p>(イ) 国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所職員研修会 《鈴木相談委員出席》 (9/15)</p> <p>(ウ) 労働局職員研修会 《鈴木相談委員出席》 (9/26)</p> <p>(エ) NTT秋田支店危機管理研修会 《専務理事出席》 (11/7)</p> <p>(オ) 国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所職員研修会 《鈴木相談委員出席》 (11/29)</p> <p>(カ) (公社)不動産保証協会研修会 《鈴木相談委員出席》 (12/15)</p> <p>(キ) (一社)秋田県警備業協会研修会 《専務理事出席》 (1/17)</p> <p>(ク) (一社)秋田県産業廃棄物協会研修会 《専務理事出席》 (1/29)</p> <p>(ケ) 秋田市ホテル・旅館・宴会施設・警察連絡協議会 《専務理事出席》 (2/6)</p> <p>(コ) 羽後町役場職員研修会 《鈴木相談委員出席》 (2/13)</p> <p>(10回 433人)</p> <p>(6) 不当要求被害防止講習会に関する勉強会の開催 秋田弁護士会と責任者講習に関する勉強会を開催し、効果的な責任者講習の運用を図った。(4/19)</p>	a 金融・保険業 247人	g 娯楽業 25人	b 建設・不動産 126人	h 製造業 6人	c 運輸・運送 37人	i 医療関係 21人	d 販売業 56人	j 公務所 159人	e ホテル・旅館業 2人	k その他 13人	f サービス業 75人	
a 金融・保険業 247人	g 娯楽業 25人												
b 建設・不動産 126人	h 製造業 6人												
c 運輸・運送 37人	i 医療関係 21人												
d 販売業 56人	j 公務所 159人												
e ホテル・旅館業 2人	k その他 13人												
f サービス業 75人													
8 不当要求情報管理機関に対する援助（第8号事業）	<p>(1) 研修会への講師派遣、暴力団の活動状況等の情報提供</p> <p>ア 秋田県銀行警察連絡協議会総会で、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等について情報提供 《専務理事出席》 (5/26)</p>												

事業名	事業内容
	<p>イ 秋田県銀行警察連絡協議会運営委員で、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等について情報提供《事務局出席》 (10/12)</p> <p>ウ 秋田県証券警察連絡協議会総会で、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等について情報提供《事務局出席》 (11/8)</p> <p>(2) 照会に対する回答 不当要求防止責任者の機関からの照会に対しては、迅速的確に対応</p>
<p>9 被害者の救済・支援活動 (第9号事業)</p>	<p>(1) 平成28年度における被害者の救済・支援活動は、取扱いなし。</p> <p>(2) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援、訴訟費用等の貸付及び被害者見舞金支給制度に関する広報</p> <p>ア ホームページへの掲載</p> <p>イ 「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」リーフレット配布による広報</p> <p>ウ チラシ等の暴排資料による広報</p> <p>(3) 会議、講習会等を活用した広報 リーフレット、チラシ等に基づき、関係機関との会議、不当要求防止責任者講習の際に広報</p> <p>ア 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」 《事務局長出席》 (10/4)</p> <p>イ 犯罪被害者週間「県民のつどい」《事務局長出席》 (11/23)</p> <p>ウ 秋田県被害者支援連絡協議会総会《事務局長出席》 (12/12) (3回 262人)</p>
<p>10 少年指導委員の活動に必要な研修等の実施 (第10号事業)</p>	<p>(1) 少年指導委員研修会における講話の実施 警察本部少年女性安全課主催の秋田県少年指導委員研修会に出席し、暴力団の実態と少年に対する影響の排除について講話を実施《事務局出席》 (10/18、11/10)</p> <p>(2) 資料配布 新規委嘱の少年指導員に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるために有効活用 (10月)</p>
<p>11 調査研究活動 (第11号事業)</p>	<p>(1) 「秋田県民事介入暴力対策研究会」との連携強化</p> <p>○ 民事介入暴力対策研修会への出席 警察本部、秋田弁護士会、県民会議の三者による民事介入暴力事案に関する情報交換及び研究を実施</p>

事業名	事業内容
	<p style="text-align: right;">《専務理事、鈴木相談委員出席》（4/19）、（10/11）</p> <p>(2) 大町・川反地区における暴力団排除活動への支援 警察、弁護士会、秋田市役所、飲食業組合関係者、大町・川反地区町内会、県民会議で構成する「大町・川反地区暴力排除連絡会」に出席し、情報交換を実施《事務局長出席》（11/18）</p> <p>(3) アンケート調査の実施 責任者講習時に、県民会議の認知度、事業に対する理解度、講習に対する希望・意見等を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果を事業活動等に反映 （実施回数 27回、実施対象 745人、回答者 715人）</p> <p>(4) 調査・資料収集活動 県内外の情報を調査・収集し、県民会議発行の広報資料、講習等の資料として活用 ア 平成28年度東北ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会総会《専務理事出席》（7/13） イ 暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会《事務局長、鈴木相談委員出席》（7/15） ウ 都道府県暴力追放運動推進センター専務理事・事務局長等研修会《専務理事出席》（9/2） エ 民事介入暴力対策福島大会《専務理事出席》（11/11） オ 全国暴力追放運動中央大会《専務理事出席》（11/29） カ 新暴力団情報検索システム操作説明会《事務局長出席》（H29.1/17）</p>
12 その他	<p>(1) 理事会及び評議員会の開催 ア 平成28年度理事会の開催《理事長・専務理事出席》 (ア) 第1回通常理事会 5月19日 理事9人 監事1人 (イ) 第2回臨時理事会 6月14日 理事8人 監事2人 (ウ) 第3回臨時理事会 10月24日 理事8人 監事2人 (エ) 第4回通常理事会 3月23日 理事7人 監事1人 イ 平成28年度評議員会の開催《専務理事出席》 (ア) 定時評議員会 6月14日 評議員5人 (イ) 書面表決 11月4日 評議員7人</p> <p>(2) 暴力追放功労表彰の実施 ア 全国暴力追放運動中央大会〔明治記念館〕（11/29） ・ 全国表彰：個人 銅章1人 イ 第26回暴力団壊滅秋田県民大会〔秋田市文化会館〕（7/28） (ア) 東北ブロック表彰：団体1、個人2人 (イ) 県表彰：団体なし、個人12人</p>